

2連続特集  
〈上〉

改訂CGコードの開示例からみる

# プライム上場企業のための CG報告書の作り方

～プライム市場向け原則への対応編～

第1章

エクスプレインの困難性を念頭に  
議決権行使プラットフォーム  
の利用に係る対応上の留意点

第2章

英文有報も増加傾向  
開示書類の英文開示・提供  
への対応上の留意点

第3章

ISSBの動向も注視する  
気候変動に係る開示への対応上の留意点

第4章

3分の1基準、支配株主、指名・報酬委員会  
社外取締役の独立性に係る対応上の留意点

澤口 実 (森・濱田松本法律事務所 弁護士)  
香川 絢奈 (森・濱田松本法律事務所 弁護士)

4月4日から、東証市場がプライム／スタンダード／グロースに再編された。1,800社以上のプライム上場企業には、ガバナンスについて、機関投資家との建設的な対話の実効性担保が求められる。そこで、昨年6月改訂のCGコードをもとに、どのようにコーポレート・ガバナンス報告書を作成するか、開示例を踏まえつつ、2連続特集で取り上げる。今号では、気候変動や社外取締役の独立性など、改訂CGコードのプライム上場企業向け原則への対応について、解説していただいた。